最終更新日：2018年12月14日
株式会社イチネンホールディングス
代表取締役社長　黒田　雅史
問合せ先：CSR担当
証券コード：9619
https://www.ichinenhd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「最高の品質とサービスでより多くの顧客に満足を与え、適正な利潤を確保することにより株主及び従業員に報い、かつ社会に奉仕する。」という経営理念に基づき、経営の健全性と効率性、透明性を高めることであると考えております。

そのためには、適時適切な情報開示に努めるとともに、内部統制システムの強化、リスク管理体制の充実を図り、経営環境の変化にも迅速に対応することによって、持続的に企業価値を高めていくことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則１－２－４ 株主総会における権利行使】
■議決権の電子行使及び招集通知の英訳等
・当社の株主構成において、外国法人等の持分比率は８％程度と低く、現時点においては議決権の電子行使の採用及び英文による招集通知の作成は行っておりません。今後、外国法人等の比率に留意しつつ、必要に応じて検討いたします。

【原則４－１－２ 取締役会の役割・責務】
■中期経営計画の公表及び進捗状況・分析結果の説明
・中期経営計画については、今後の成長戦略におけるM&A、海外展開等において不確定要素が多いこともあり、現時点においては、2020年度の営業利益、自己資本及び自己資本比率の目標値の公表に留めております。

【補充原則４－１－３ 最高経営責任者（CEO）等の後継者計画の策定・運用】
・現在、最高経営責任者である代表取締役社長の後継者計画は策定しておりませんが、当社では最高経営責任者等の後継者の選定については、代表取締役社長が責任をもってこれにあたる事としております。今後、最高経営責任者等の選定方法を見直す必要があると判断した場合には、任意の指名委員会等の設置も含めて検討してまいります。
・社長を含む経営幹部候補者の計画的な育成は、最も重要な経営課題の一つであると認識しており、その一環として当社では「次世代経営者育成研修」を実施しております。今後も取締役会は中長期的な企業価値の向上に向けて、次世代の経営幹部候補者の育成計画を適切に監督してまいります。

【補充原則４－３－３ CEOを解任するための客観性・適時性・透明性のある手続の確立】
・当社は、最高経営責任者である代表取締役社長を解任するための具体的な評価基準は定めておりません。万一、代表取締役社長が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において十分に議論を尽くした上で決議いたします。

【補充原則４－１０－１ 任意の指名委員会、報酬委員会等の設置による独立社外取締役の関与・助言】
・当社では取締役８名のうち、３分の１以上となる３名の独立社外取締役を選任しております。現在、任意の諮問委員会は設置しておりませんが、現状の体制においても社外取締役との通常の議論の中で、適切な関与・助言を得ることは可能であると考えております。しかしながら、今後その必要性が高まることも考えられるため、諮問委員会等の設置については継続して検討してまいります。

【補充原則４－１１－３ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
■取締役会全体の実効性についての分析、評価結果の概要の開示
・2018年度より独立社外取締役を１名増員し、３名体制としたことにより、これまで以上に独立社外取締役の意見を反映した議事運営ができるよう環境整備を行いました。今後は、業務意思決定事項以外の事柄についても、取締役会において議論する時間を拡大し、より取締役会の実効性を高めてまいります。なお、評価結果の概要の開示については、今後の課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４ 政策保有株式】
■政策保有に関する方針
・当社グループは、取引先との取引関係強化によって得られる利益等を個別に勘案し、有益と判断できる場合には当該企業の株式を保有することがあります。保有の可否については、以下の通り定性面及び定量面の基準に基づき検証を行い、保有の必要性や保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているか等を精査し、保有の意義が不十分と判断した株式については縮減を進めます。

【定性面】
１．取引の経緯及び現時点における取引関係の有無
２．保有する戦略的意義
３．将来的なビジネスの可能性
４．保有しない場合の取引の存続・安定性等に関するリスク
５．保有継続した場合のメリット、今後の見通し、リスク

【定量面】
1．直近の取引額、利益額
2．年間受取配当金、株式評価損益

■議決権行使の基準
・政策保有株式に係る議決権行使については、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、議案ごとに検討し判断してまいります。

【原則1－7 関連当事者間の取引】
・当社が当社役員と取引を行う場合には、当該取引の内容及び重要性に応じて、当社取締役会において事前承認及び結果確認を行っております。また、グループ会社の役員を対象として、1年に1回、関連当事者取引に関する調査を実施し取引の監視を行っております。

【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社では、確定給付企業年金制度及び確定拠出企業年金制度を保持しており、企業年金資産の運用にあたってはアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう以下の取組を実施しております。
・確定給付企業年金制度では、資産運用会議（担当役員以下で構成）を開催し、当社の企業年金の適切な運用及び管理を行っております。また、企業年金の運用受託機関に対し、適切なモニタリング等の機能を発揮させるため、必要な知識、資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めてまいります。
・確定拠出企業年金制度では、一定期間ごとに運用機関・運用商品の選定及び資産運用に関する教育の機会を設けております。

【原則3－1 情報開示の充実】
(i)会社の目指すところ
・当社のホームページにおいて、経営理念、企業倫理規範、グループビジョンを掲載しております。また、環境方針や環境活動の内容も掲載しておりますので、ご参照ください。

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
・本報告書1-1．基本的な考え方に記載しております。

(iii)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
・当報告書2-1．【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
・経営陣幹部及び取締役候補については、業務上の専門的知識と幅広い経験を有し、的確かつ迅速な意思決定ができること、また個人として誠実な人格、人望、倫理観を有することを基準として、総合的に適材適所の観点から選任・指名しております。
・監査役候補については、財務・会計に関する相当程度の知見、または専門分野における高度な知識・経験を有するとともに、企業経営に関する多様な視点を持ち、また個人として誠実な人格、人望、倫理観を有することを基準として選任・指名しております。
・上記方針に基づき社長が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議しております。
・取締役、監査役または経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において十分に議論を尽くした上で決議いたします。なお、取締役及び監査役の解任は、会社法等の規定に従って手続きを行います。

(v)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
・社外取締役候補及び社外監査役候補については、個々の選任理由を株主総会参考書類にて開示しております。また、取締役候補及び監査役候補については、株主総会参考書類に個人別の経歴を記載しております。
・株主総会において取締役及び監査役の解任を提案する場合には、解任理由を株主総会参考書類にて開示いたします。

【補充原則4－1－1 取締役会の役割・責務】
・取締役会は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。また、それに基づいて「グループ組織及び職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
・独立社外取締役の選任に当たっては、会社法上の社外性要件に加え、上場証券取引所の定める独立役員の独立性基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としております。

【補充原則4－11－1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
■取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方
・当社の取締役会は、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、会社の各機能と各事業セグメントをカバーできるバランスを考慮し、多様な専門性をもったメンバーで構成されることが必要と考えております。
・現在当社は、社外取締役を含め取締役8名を選任しており、的確かつ迅速な意思決定を実現するために適切な規模であると考えております。

【補充原則4－11－2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
■取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況
・事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しております。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング】
・内部昇格の取締役及び監査役については、当社の事業や組織等を熟知した人物を選任しておりますが、必要に応じて外部セミナーや交流会に参加し、最新の法令知識の習得や取締役及び監査役の役割・責務に対する理解促進を図っております。
・社外取締役及び社外監査役については、就任後、グループの各種重要会議にオブザーバーとして参加することで、当社グループの事業内容に対する理解度を高めております。また、社外監査役については、内部監査部門との協働により事業内容や組織への理解度を高めております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
・当社は、株主及び投資家の皆様との双方向のコミュニケーションを図るため、積極的なIR活動を展開しております。当社のIR活動は、代表取締役社長をトップとして社長室が行っております。IR活動に必要な情報は、グループ各社及び関係部署から情報収集し、社長室で取りまとめをしております。主なIR活動については、当報告書3-2．「IRに関する活動状況」及び当社ホームページの「IRカレンダー」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一燃料株式会社	2,410,000	9.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,115,900	4.53
三井住友信託銀行株式会社	820,000	3.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	779,600	3.17
黒田 雅史	723,900	2.94
黒田 勝彦	681,200	2.77
黒田 和伸	648,000	2.63
黒田 雄彦	466,500	1.90
イチネン共栄会持株会	454,688	1.85
日本生命保険相互会社	454,290	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
廣冨　靖以	他の会社の出身者					△						
川村　群太郎	他の会社の出身者											
下村　信江	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣冨　靖以	○	同氏は、2013年3月まで当社の主要な取引先である㈱りそな銀行の業務執行者として勤務しておりました。	同氏は、長年の企業経営及び企業統治に対する経験と高い見識に基づき、経営全般に対して有益かつ適切な助言・提案等をいただけるものと期待し、社外取締役として選任しております。また当社が株式を上場する金融商品取引所が定める、一般株主との利益相反が生じるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。

川村　群太郎	○	―――	同氏は、長年の企業経営及び企業統治に対する経験と高い見識に基づき、経営全般に対して有益かつ適切な助言・提言等をいただけるものと期待し、社外取締役として選任しております。また当社が株式を上場する金融商品取引所が定める、一般株主との利益相反が生じるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
下村　信江	○	―――	同氏は、大学院教授としての豊富な経験及び幅広い見識を有していること、社内経営陣と独立した関係にあることから社外取締役として選任しています。また当社が株式を上場する金融商品取引所が定める、一般株主との利益相反が生じるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、提出日現在3名で構成する監査室が毎年度計画的にグループ内の業務監査を実施しております。監査室は代表取締役直轄であり、被監査部門に対しては、改善事項の指摘を行う等、実効性のある監査を実施しております。また、定期的に会計監査人、監査役との意見交換を行うことによって、相互に連携を図っております。
当社の監査役会は提出日現在、常勤監査役2名、非常勤監査役2名の計4名（うち社外監査役3名）で構成し、取締役会等、取締役及び執行役員の職務執行について厳正な監視を行うとともに、定期的に会計監査人、取締役及び監査室との意見交換を行うことによって、相互に連携を図っております。
当社は、内部統制監査部門を設置しておりませんが、毎期ＣＳＲ担当役員を中心として組織する内部統制対応委員がその役割を担っており、監査役及び監査室との意見交換や内部統制監査の連携を図ることによって、内部統制の実効性を高めることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阿賀　俊文	他の会社の出身者							△						
牧野　正人	他の会社の出身者							△						
中川　一之	公認会計士								△					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿賀　俊文	○	同氏は、2010年6月まで当社の主要な取引先である三井住友信託銀行株式会社の業務執行者として勤務しておりました。	同氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験と深い見識を有していることから、社外監査役として選任しています。また当社が株式を上場する金融商品取引所が定める、一般株主との利益相反が生じるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
牧野　正人	○	同氏は、2014年3月まで当社の主要な取引先である株式会社りそな銀行の業務執行者として勤務しておりました。	同氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験と深い見識を有していることから、社外監査役として選任しています。また当社が株式を上場する金融商品取引所が定める、一般株主との利益相反が生じるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
中川　一之	○	同氏は、2017年6月まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に勤務しておりました。	同氏は公認会計士としての豊富な経験と財務および会計に関する高度な見識を当社の監査業務に反映していただくことを期待し、社外監査役として選任しています。また当社が株式を上場する金融商品取引所が定める、一般株主との利益相反が生じるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針としては、株主、従業員に対する役員のあるべき役割の検討を通じて、役員の経営環境の変化への対応能力強化や、不祥事発生の防止、経営層の世代交代の円滑化等のために、役員の経営能力をより一層高めていくことが必要であると考え、「取締役報酬内規」として定めております。その内容は、取締役の報酬を業務執行責任報酬と業績報酬に区分し、その役割、業績に応じて決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2018年3月期における当社の役員に対する報酬は、総額221百万円であります。報酬の内訳は、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬は165百万円、監査役（社外監査役を除く）に対する報酬は19百万円、社外役員に対する報酬は36百万円であります。
なお、取締役の報酬限度額は、2000年6月29日開催の第38期定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まな

い。）と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、1989年11月13日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針としては、株主、従業員に対する役員のあるべき役割の検討を通じて、役員の経営環境の変化への対応能力強化や、不祥事発生の防止、経営層の世代交代の円滑化等のために、役員の経営能力をより一層高めていくことが必要であると考え、「取締役報酬内規」として定めております。その内容は、取締役の報酬を業務執行責任報酬と業績報酬に区分し、その役割、業績に応じて決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会、各種会議及び委員会に出席するとともに、各会議資料を事前に配付しております。また、必要とする月例資料につきましても、毎月定期的に配付しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は、提出日現在取締役8名（うち社外取締役3名）で構成され、月1回の定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っております。また、意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

当社は、重要会議としてグループ予算委員会、グループ人事組織委員会を設置しております。グループ予算委員会は当社取締役の他、グループ会社の取締役が出席し、事業計画の進捗並びに対策等について討議しております。また、グループ人事組織委員会についても当社取締役の他、グループ会社の取締役が出席し、事業計画における人事労務関係の課題等について討議することとしております。

当社は監査役会設置会社であり、当社の監査役会はガバナンスのあり方と運営状況を監視し、取締役を含めた経営の日常活動の監査を行っております。具体的には、監査役会は提出日現在、常勤監査役2名、非常勤監査役2名の計4名（うち社外監査役3名）で構成され、各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い、取締役会及びグループ予算委員会等の重要会議への出席や業務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。

当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、社外取締役3名、社外監査役3名を指名しております。独立役員は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会に参加することにより、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めることとなり、経営の監督・監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

また、当社は顧問及び相談役制度を採用しております。本制度は、当社又は他社を退職・退任後、業界に精通し取引先と親交がある等、当社グループの事業に貢献できる人材を顧問又は相談役に選任し、経営全般について社長の諮問を受けるとともに、管理監督者に対し指導・助言を与えることを目的としております。選任・退任につきましては、取締役会にて決定しております。

なお、当期末の該当人数は4名であり、当期中に支払った報酬総額は46百万円であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役3名を選任し、監査役4名のうち3名を社外監査役とし、毎月1回の定時取締役会、臨時取締役会への出席等、取締役及び執行役員の職務執行について厳正な監督・監視を行うとともに独立性を確保し、監督・監視機能を強化しております。さらには、定期的に会計監査人、取締役及び監査室との意見交換を十分に行うことによって、相互に連携を図ることとしております。

当社は社外取締役、社外監査役の選任に当たっては、取締役及び執行役員の職務執行について厳正な監督・監視を行うことができうる、経営陣から一定の距離にある外部者を選任することとしております。

以上のことから、経営の監督・監視機能については十分機能していると判断し、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	少しでも多くの株主様に株主総会に出席していただけるよう、第1集中日を避けて株主総会を 開催しております。
その他	株主の皆様と直接対話する機会を増やすため、2004年より株主総会終了後に株主懇談会を 開催しております。当社の経営計画等をご紹介するとともに、株主の皆様と和やかな雰囲気の 中活発な質疑応答を交わさせていただいております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社ホール等を会場として、適宜、個人投資家向けの会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算並びに第2四半期決算発表後に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・株主通信・有価証券報告書等の資料を自社ホームページに掲載しております。 https://www.ichinenhd.co.jp/	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画部　社長室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境配慮型企業としてISO１４００１認証を取得し、環境方針に基づいた、省エネ、CO2削減等の 取り組みを積極的に行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおりに定めております。

＜基本方針＞

a．当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は法令、定款、株主総会決議、取締役会規程その他関連規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

・取締役は、法令、定款、取締役会決議、職務分掌規程その他関連規程に従い、職務を執行する。

・行動基準として「企業倫理綱領」を定め、周知徹底を図るとともに、企業倫理遵守のための体制を整備する。

・社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持および向上を図る。

・当社グループは、「グループ内部通報細則」を定め、内部通報制度による不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに、通報者の保護を行う。

・反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。

・当社グループは、経営理念の具現化のために定めた、イチネングループビジョンをグループ全体に浸透させる。

b．当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る文書及び情報の記録は、法令及び文書管理規程その他関連諸規程に基づき、適切に保管、管理し、必要に応じて運用上の見直しを行う。また、取締役及び監査役は、これらの情報を必要なときに閲覧できる。

・重要な情報については、開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

c．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社グループは、リスク管理に関する規程を整備し、リスクに関する管理を円滑に行うとともに、内部統制の重要性について啓蒙に努める。

・グループ全体のリスク管理のために、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を組織し、重要なリスクについては社長、取締役会、監査役へ報告される体制を整備する。

・監査室は、「グループ内部監査規程」に基づき、内部監査を実施し、必要に応じて監査方法の見直しを行う。

・当社グループは、大規模な事故・災害・不祥事が発生した場合に備え、危機発生時の対応に関する体制の構築・運営に努めると共に事前予防体制を整備する。

d．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、十分な議論を通じて経営上の意思決定を行う。

・取締役会は、社内の組織、権限及び責任を規程集等に定め、明確化する。

・年度計画及び中期経営計画の進捗に関しては、毎月「グループ予算委員会」において報告、討議することとし、取締役会へ報告する。

・当社グループは、執行役員制度を導入することにより、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、効率的な意思決定を行う体制を構築する。

e．当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社グループは、行動基準として定めた「企業倫理綱領」及びコンプライアンス関連諸規程に従い、企業倫理の遵守を徹底する体制を構築する。

・不正、倫理に反する行為については、「グループ内部通報細則」に従い、顧問弁護士他を窓口とする相談・通報窓口を開設し、問題点の早期発見と未然防止を図るための体制を整備する。

・取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について、定期的に取締役又はコンプライアンス・リスクマネジメント委員から、提言、報告を受けるとともに、監査室から内部監査の結果について適時適切に報告を受け、経営施策に反映させる。

・当社グループは、経営理念の具現化のために定めた、イチネングループビジョンをグループ全体に浸透させる。

f．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・当社は、関係会社管理規程を整備し、定期的な見直しを行うとともに、関係会社統括部門を中心とした関係会社相互の緊密な連携と協力によって、グループ全体の業務の適正を確保する。

・当社は、当社グループ全体としての業務の適正性と効率性を確保するために必要な規程を、グループ共通の規程として整備し、必要に応じて運用上の見直しを行う。また子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。

・子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。

・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

g．監査役の職務を補助する使用人に関する事項

・監査役が必要とした場合は、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフを置くことが出来る。

・監査役スタッフに関する人事は、監査役会の同意を必要とし、監査役スタッフは業務執行に係る役職を兼務しない。

h．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、取締役会、グループ予算委員会その他重要会議に出席し、業務執行の監査を行う。

・監査役は法令に従い、取締役及び使用人から担当業務の執行状況について、報告を受ける。

・当社グループの取締役及び使用人は、当社グループにおける重大な法令違反、コンプライアンスにおける重大な事実を発見した場合及び報告を受けた場合、遅滞なく監査役へ報告する。

・グループ内部通報システムによる通報状況は、定期的又は監査役の求めに応じて報告する。

i．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

j．その他監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、取締役会への出席のほか、代表取締役、取締役並びにグループ会社役員と定期的に意見交換を行う。

・監査役は、会計監査人及び監査室と連携し、それぞれ定期的に意見交換を行う。

・監査役が重要会議の議事録及び稟議書等を常時閲覧できる体制を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、会社及び役員・従業員が遵守すべき規範を定めた「イチネングループの企業倫理綱領」並びに「イチネングループの企業

行動基準」に、反社会的勢力とは一切関わらない旨を定めております。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、対応担当部署を人事総務部と定め、反社会的勢力からの不当要求に関する各支店営業所からの相談を受けるとともに、日頃からの不当要求に関する情報の収集、伝達、啓蒙業務を行っております。また、当社は「企業防衛対策協議会」に加盟し、情報収集活動を活発に行うこととしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社の適時開示体制の概要】

当社は、株主や投資家の投資判断に影響を及ぼす会社業務等に関する未公開の重要事実たる情報（決算情報や決算情報以外の決定事実・発生事実をいい、子会社に関する情報を含みます。）について、各事業部・子会社の主管部門等から報告を受けた本社部門（経理財務部・人事総務部・社長室）において、当該情報が適時開示事項であるか否か、及び開示の方法等について検討・協議し、適時開示規則に定める開示事項に該当すると認められる情報に関しては社長室にてこれを取りまとめ、社長に報告するとともに、決算情報及び決定事実については取締役会へ付議したうえでその決議を経て、また、発生事実については適時速やかに、これを開示する体制を構築しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】

